

国立研究開発法人国立循環器病研究センター職務発明等規程

平成22年4月1日規程第42号

国立研究開発法人国立循環器病研究センター職務発明等規程

目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	届出及び出願（第3条- 第11条）
第3章	職務発明審査委員会（第12条- 第14条）
第4章	優先実施権（第15条）
第5章	プログラム等著作物の取扱い（第16条- 第21条）
第6章	ノウハウの取扱い（第22条- 第26条）
第7章	雑則（第27条- 第37条）
附 則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）において職務に従事し、又は従事した職員がした発明等研究成果物の取扱いについて必要な事項を定めることによって、発明者の権利を保障するとともに知的財産権の適正な管理を実現することにより、発明等の促進、研究意欲の向上及び成果の普及を図り、もって医療の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 一 「職員」とは、センターにおいて職務に従事し、又は従事した職員をいう。
- 二 「発明」とは、特許法（昭和34年法律第121号）に規定する発明をいう。
- 三 「プログラム等著作物」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物をいう。
- 四 「考案」とは、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する考案をいう。
- 五 「意匠」とは、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠をいう。
- 六 「ノウハウ」とは、第2号から第5号までに掲げるもの以外の技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ財産的価値を有するものをいう。
- 七 「職務発明」とは、職員がした発明であって、発明の性質上センターの業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がセンターにおける職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。

八 「職務プログラム等著作物」とは、センターの発意に基づき職員が作成したプログラム等著作物をいう。

九 「職務ノウハウ」とは、職員が案出したノウハウであって、ノウハウの性質上センターの業務範囲に属し、かつ、そのノウハウを案出するに至った行為がセンターにおける職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。

十 「研究成果物」とは、研究ノート、研究材料（生物系材料を含む）、研究試料、実験装置、試作品、各種計測データ等を記録した紙・電子記録媒体等、職務としての研究遂行にあたり、有体物として得られた成果をいう。

十一 「特許権等」とは、特許法に規定する特許を受ける権利及び特許権をいう。

第2章 研究成果物の帰属、発明の届出及び出願

（研究成果物の帰属）

第3条 研究成果物は、センターに帰属するものとする。

2 研究に従事する職員は、理事長が必要と認める研究課題にかかる研究において、第2条第十号に掲げる研究ノートを作成するものとする。

3 研究ノート作成の要否及び研究ノートの取扱いについては別に定める。

（発明届の提出）

第4条 発明を行った職員（以下「発明者」という。）は、当該発明の特許化及び実用化の可能性を知ったときは速やかにその発明の内容を詳記した様式1に定める発明届を理事長に提出しなければならない。

2 発明の学会や刊行物への発表等、特許法（昭和34年法律第121号）第29条第1項に抵触する、発明の新規性を損なう行為（以下「公表」という。）を為す必要があるときは、様式2に定める研究成果公表承認申請書を発明届と同時に提出し、事前に承認を得なければならない。

3 発明届提出後、第5条第1項に規定する職務発明でないことの認定を受けた時、又はセンターが特許を受ける権利を承継しないと決定された時、若しくは第7条第3項及び第5項に規定する認定TLO等への譲渡手続又は特許出願の手続を行うまでの期間において、新たに公表する必要があるときは、前項の規定に準ずるものとする。

4 複数の職員が共同して発明を行った場合には、各発明者は、それぞれ第1項、第2項及び第3項の規定に従うものとする。

5 共同研究、受託研究及び委託研究に係る契約（以下「共同研究契約等」という。）に基づき、職員が職員以外の者（客員研究員及び協力研究員を含む。）と共同して発明を行った場合には、当該共同研究契約等に特段の定めがある場合を除き、この規程を適用する。

（認定及び承継）

第5条 理事長は、前条の発明届を受理したときは、発明届を受理した日から起算して30日以内にその届出に係る発明が職務発明であるか否かの認定をし、職務発明であると認定したときは、認定した日から起算して30日以内に当該発明の特許化及び実用化の可能性等を評価し、当該発明に係る特許を受ける権利をセンターが譲り受けるか否かを決定するものとする。

2 理事長は、前項の認定、評価及び決定をしようとするときは、第12条の委員会に諮問することができる。

3 委員会は、発明者を招致し、説明を求めることができる。

4 理事長は、第1項の認定、評価及び決定をしたときは、7日以内にその旨を理由を付して発明届を提出した者に文書で通知するものとする。

5 第1項の規定により職務発明と認定され、かつ、当該発明について特許を受ける権利をセンターが承継しないと決定された発明について、その職務発明をした職員（以下「職務発明者」という。）が特許権を取得したとき、又はその取得した特許権について特許の無効その他に基づく変動があったときは、当該職務発明者は、速やかにその旨を理事長に報告しなければならない。

6 前各項の規定は、職務発明者が前条の規定による届出をしない場合において、理事長が、特許公報、特許目録その他の資料によりその旨を知ったときに準用する。

（認定又は決定の取り消し）

第6条 理事長は、前条第1項の規定により職務発明と認定され、かつ、当該発明について特許を受ける権利をセンターが承継すると決定した発明について、いつでも当該発明に係る認定又は決定を取り消すことができる。

2 理事長は、前項の取り消しをしようとするときは、第12条の委員会に諮問することができる。

3 理事長は、第1項の規定による取り消しをしたときは、7日以内にその旨を理由を付して発明者に文書で通知するものとする。

4 第1項の規定により、当該発明について特許を受ける権利をセンターが承継するとした決定が取り消された発明については、第5条第1項の規定により、当該発明について特許を受ける権利をセンターが承継しないと決定されたものとみなす。

5 第1項の規定による取り消しは、第34条第1項及び第35条第1項の規定による決定についても準用する。

6 第1項の規定による取り消しが当該発明に係る特許権の設定登録の後になされたときは、特許権の帰属については、発明者と協議の上、理事長が決定する。この場合、総長は、第28条の規定による発明者への補償金について、支払い済みの補償金の返還を発明者に求めないこと及び未請求の補償金を発明者に支払わないことができる。

（センターが承継する職務発明）

第7条 職務発明者は、理事長が当該発明に係る特許を受ける権利をセンターが承継

することを決定したときは、その権利をセンターに譲り渡さなければならない。

2 前項の規定により特許を受ける権利を譲り渡すこととなった職務発明者は、様式3に定める譲渡証書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、センターの職員以外の共同発明者（客員研究員及び協力研究員を含む。以下同じ。）がない場合であって、前項の譲渡証書の提出を受けたときは、当該譲渡証書に記載された特許を受ける権利について、譲渡証書の提出を受けた日から起算して60日以内に、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第13条第1項の規定により厚生労働大臣が認定する者（以下「認定TLO（技術移転機関）」という。）への譲渡の手續又は特許出願の手續を行うものとする。

4 理事長は前項の決定をしようとするときは、第12条の委員会に諮問することができる。

5 理事長は、センターの職員以外の共同発明者がある場合であって、第2項の譲渡証書の提出を受けたときは、当該譲渡証書に記載された特許を受ける権利について、当該共同発明者（当該共同発明者から特許を受ける権利を承継した者を含む。以下同じ。）と協議の上、認定TLO（技術移転機関）又は当該共同発明者若しくは当該共同発明者が指定する者への譲渡又は特許出願の手續を行うことができる。

6 理事長は、第3項及び第5項の規定にかかわらず、センターが有する特許権等を譲渡又は放棄することができる。この場合、理事長は事前に第12条の委員会に諮問するものとする。

（拒絶査定等の通知）

第8条 理事長は、前条第3項又は第5項の譲渡に係る発明について、認定TLO（技術移転機関）から拒絶査定又は出願無効の処分を受けた旨の通知を受け、又は前条第3項若しくは第5項の特許出願に係る発明について拒絶査定若しくは出願無効の処分を受けたときは、速やかにその旨を書面により、職務発明者に通知するものとする。

（センターが承継しない職務発明）

第9条 職務発明者は、第5条第1項の規定により特許を受ける権利をセンターが承継しないと決定された発明に係る特許権を取得したときは、速やかに様式4に定める通常実施権確認書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の通常実施権確認書の提出を受けたときは、当該通常実施権確認書に記載された権利について、速やかに、通常実施権設定登録の手續を行うものとする。

（第三者への譲渡等）

第10条 職務発明者は、理事長が当該発明に係る特許を受ける権利をセンターが承継しないと決定した場合であって、共同研究契約等に基づき職務発明に係る特許権等について優先的に実施し得る者（以下「優先実施権者」という。）があるときは、

職務 発明者がその者以外の者に対し当該特許権等を譲渡し、それを目的として質権を設定 し、又は当該特許権等について専用実施権を設定し、若しくは通常実施権を許諾する ことはできない。ただし、職務発明者が当該優先実施権者から同意を得た場合はこの 限りでない。

2 前項の規定は、当該特許権等の譲渡若しくは質権の設定又は当該特許権について専 用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾を受けた者が、第三者に対し、当該譲 渡を 受けた持分又は設定若しくは許諾された権利の譲渡、それを目的とした質権の 設定、 当該特許権について専用実施権の設定又は当該特許権等若しくは専用実施権 について 通常実施権の許諾を行う場合について準用する。

(職務発明者の出願及び権利譲渡の制限)

第11条 発明を行った職員は、当該発明について、第5条第4項の規定により、職 務 発明でないと認定された旨の通知又は特許を受ける権利をセンターが承継しないと決 定された旨の通知を受けた後でなければ、当該発明に係る特許を出願し、又は 特許を 受ける権利の一部若しくは全部を第三者に譲り渡してはならない。ただし、 特許出願 を緊急に行う必要があるときは、この限りでない。

第3章 職務発明審査委員会

(設置)

第12条 この規程を実施するため、職務発明審査委員会（以下「委員会」という。） を置く。

(審議事項)

第13条 委員会は、理事長の諮問に応じ、この規程に定める事項その他職務発明に 関 する重要事項について審議する。

(組織及び運営)

第14条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、研究所長とし、会務を総括するものとする。

3 副委員長は、委員長が委員の中から指名する者とし、委員長を補佐し、委員長に 事 故あるときはその職務を代理する。

4 委員は、職員から委員長が指名する。

5 委員会は委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

6 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決 す る。

7 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見 を 聴くことができる。

8 委員が職務発明等の届出を行ったときその他当該審議事項に係る当事者又はそれ

に 準ずる立場となったときは、当該委員は、当該発明等に関する委員会の会議に出席することができない。

第4章 優先実施権

(優先実施権)

第15条 理事長は、発明に係る権利をセンターが譲り受けた場合にあつては、当該職員の申出により、当該職員又はその指名する者（以下「実施職員」という。）に限り、実施契約締結の日から7年を超えない範囲内で当該契約で定める期間内において、当該権利を優先的に実施させることができるものとする。ただし、実施職員の申出の日よりも前に第三者に対し実施の許諾があつた場合又は共同研究契約等に基づき当該権利について優先的に実施し得る者がある場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、実施職員が当該権利を優先的に実施できる期間の第2年以降において正当な理由なく実施しないとき又は当該権利を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、理事長は、実施職員以外の者に対し、当該権利の実施を許諾することができるものとする。ただし、共有に係る権利の実施を許諾しようとするときは、当該権利の共有者の同意を得るものとする。

3 センターは、実施職員に対し当該権利について専用実施権を設定し、又は通常実施権を許諾するに当たっては、第10条の規定に準じた扱いをするものとする。

第5章 プログラム等著作物の取扱い

(著作物届の提出)

第16条 作成したプログラム等著作物又は作成中のプログラム等著作物が次の各号の一に該当するに至った職員（以下「プログラム等創作者」という。）は、該当するに至ったときは速やかにそのプログラム等著作物の内容を詳記した様式5に定める著作物届を、理事長に提出しなければならない。

- 一 プログラム等著作物を公表し、又は職員以外に移転する必要が生じた場合
- 二 プログラム等著作物に関連して本規程に定める他の届出を行う場合

2 複数の職員が共同してプログラム等著作物の創作を行った場合には、各プログラム等創作者は、それぞれ著作物届けを理事長に提出しなければならない。

3 共同研究契約等に基づき、職員が職員以外の者（客員研究員及び協力研究員を含む。）と共同してプログラム等著作物の創作を行った場合には、当該共同研究契約等に特段の定めがある場合を除き、この規程を適用する。

(認定)

第17条 理事長は、前条の著作物届を受理したときは、著作物届を受理した日から起算して30日以内にその届出に係るプログラム等著作物が職務プログラム等著作物であるか否かの認定をするものとする。

- 2 理事長は、前項の認定をしようとするときは、委員会に諮問することができる。
- 3 委員会はプログラム等創作者を招致し、説明を求めることができる。
- 4 理事長は、第1項の認定をしたときは、7日以内にその旨を理由を付してプログラム等創作者に文書で通知するものとする。
- 5 前4項の規定は、プログラム等創作者が前条の規定による届出をしない場合において、理事長が、資料等によりその旨を知ったときについて準用する。

(帰属)

第18条 前条において、プログラムの著作物について、職務プログラム等著作物であると認定したときの著作者は、センターとする。

2 前条において、データベースの著作物について、職務プログラム等著作物であると認定し、かつ、センターが自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、センターとする。

(著作者人格権)

第19条 職務プログラム等著作物を作成した職員（以下「職務プログラム等創作者」という。）は、著作権法に規定する著作者人格権を行使しないものとする。

(権利譲渡の制限)

第20条 プログラム等創作者は、作成したプログラム等著作物について、第17条第4項の規定により職務プログラム等著作物でないと認定された旨の通知を受けた後でなければ、著作権を第三者に譲り渡してはならない。

(準用)

第21条 第13条、第27条から第33条まで及び第37条の規定は、プログラム等著作物について準用する。この場合、「発明」とあるのは「プログラム等著作物の創作」と、「発明者」とあるのは「プログラム等創作者」と読み替えるものとする。また、第27条第1項中「第5条第1項の認定、評価及び決定」とあるのは「第17条第1項の認定」と読み替えるものとする。

第6章 ノウハウの取扱い

(ノウハウ案出届の提出)

第22条 ノウハウを案出した職員は、案出したときは速やかにそのノウハウの内容を詳記した様式6に定めるノウハウ案出届を、理事長に提出しなければならない。

2 複数の職員が共同してノウハウの案出を行った場合には、各ノウハウを案出した職員は、それぞれノウハウ案出届を理事長に提出しなければならない。

3 共同研究契約等に基づき、職員が職員以外の者（客員研究員及び協力研究員を含む。）と共同してノウハウの案出を行った場合には、当該共同研究契約等の特段の

定めがある場合を除き、この規程を適用する。

(認定)

第23条 理事長は、前条の届を受理したときは、ノウハウ案出届を受理した日から起算して30日以内にその届出に係るノウハウが職務ノウハウであるか否かの認定をするものとする。

2 理事長は、第1項の認定をしようとするときは、委員会に諮問することができる。

3 委員会はノウハウを案出した職員を招致し、説明を求めることができる。

4 理事長は、第1項の認定をしたときは、7日以内にその旨を理由を付してノウハウ案出届を提出した者に文書で通知するものとする。

5 前4項の規定は、ノウハウを案出した職員が前条の規定による届出をしない場合において、理事長が、資料等によりその旨を知ったときについて準用する。

(帰属)

第24条 前条において、職務ノウハウであると認定した場合、当該ノウハウを使用する権利はセンターに帰属する。

(権利譲渡の制限)

第25条 ノウハウを案出した職員は、当該ノウハウについて、第23条第4項の規定により、職務ノウハウでないと認定された旨の通知を受けた後でなければ、ノウハウを使用する権利を第三者に譲り渡してはならない。

(準用)

第26条 第13条、第27条から第33条まで及び第37条の規定は、ノウハウについて準用する。この場合、「発明」とあるのは「ノウハウの案出」と、「発明者」とあるのは「ノウハウを案出した職員」と読み替えるものとする。また、第27条第1項中「第5条第1項の認定、評価及び決定」とあるのは「第23条第1項の認定」と読み替えるものとする。

第7章 雑則

(異議の申立)

第27条 発明を行った職員は、第5条第1項の認定、評価及び決定に対して異議があるときは、同条第4項の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を文書で理事長に申し立てることができる。

2 理事長は、前項の異議の申立について、遅滞なく決定を行い、その結果を当該申立をした職員に通知するものとする。

3 理事長は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ委員会に諮問するものとする。

(補償金の請求)

第28条 理事長は、第7条の規定に基づき、認定TLO（技術移転機関）への譲渡又は特許出願の手続を行った発明について、認定TLO（技術移転機関）から特許権設定登録を受けた旨の通知を受け、又は特許権の設定登録を受けたときは、速やかにその職務発明者に対しその旨を通知し、様式7に定める登録補償金請求書を提出させるものとする。ただし、職務発明者が2名以上あった場合には、その持分に応じて、それぞれの職務発明者に対し、登録補償金請求書を提出させるものとする。

2 理事長は、センターが承継した職務発明に係る特許権の実施（認定TLO（技術移転機関）が民間事業者に実施させる場合を含む。）又は特許権等の譲渡によりセンターが収入（当該特許権等の出願、登録及び維持等に要した費用を差し引いて得た収入をいう。）を得たときは、その職務発明者に対し、毎年度4月1日から3月31日までの間の収入実績を通知し、様式8に定める実施補償金請求書を翌年度4月末日までに提出させるものとする。ただし、職務発明者が2名以上あった場合は、その持分に 応じて、それぞれの職務発明者に対し、収入実績を通知し、実施補償金請求書を提出 させるものとする。

3 理事長は、第1項の登録補償金請求書又は第2項の実施補償金請求書が提出されたときは、当該請求書に基づき職務発明者に対して支払いを行うものとする。

4 前3項の補償金の請求手続き及び支払い方法は別に定める。

(秘密の保持)

第29条 職務発明者及び当該発明の内容を知り得た関係職員は、センター及び職務発明者の利害に関係ある事項について、必要な期間中、その秘密を守らなければならない。

(外国における権利)

第30条 この規程によりセンターが取得する権利は、外国法の適用によりその外国法において定める権利となるものを含むものとする。

(海外の研究機関等における成果の取扱い)

第31条 職員が、海外の研究機関等において客員研究員等（センターにおける職員の身分を保有して一定期間海外の研究機関等で研究等に従事する者をいう。）として挙げた成果は、当該研究機関等の内部規程及び当該国における関係法令に従う。

(職員以外の者の取扱い)

第32条 研究生、実習生及び臨時職員等が、センターの業務に関連して行った発明には、センターの職員の発明とみなして、この規程を適用する。

2 客員研究員及び協力研究員が、センターの業務に関連して行った発明の取扱いについては、センターの職員の発明とみなして、この規程を適用する。ただし、別に

定める共同研究契約等に基づいて、この規程と異なる取り扱いをすることを妨げない。

(職員の転職及び退職等並びに死亡の場合の取扱い)

第33条 職員が転職又は退職した後も、本章に定める補償金を受ける権利は、当該職員に存続する。

2 職員が死亡した場合は、本章に定める補償金を受ける権利は、相続人に帰属する。

(職務発明でない発明)

第34条 理事長は、第5条第1項の規定により職務発明でない旨の認定がなされた発明について、発明者から当該発明に係る特許権等をセンターへ譲渡することを希望する旨の申し出があった場合は、当該特許権等をセンターが譲り受けるか否かを決定するものとする。

2 第5条第2項から第4項まで、第7条から第11条まで、第28条から第33条まで並びに第37条の規定は、前項の発明について準用する。この場合において、第5条第2項中「前項の認定、評価及び決定」とあり、及び第5条第4項中「第1項の認定、評価及び決定」とあるのは、「第34条第1項の決定」と読み替えるものとする。

(センターが承継しない職務発明に係る特許権)

第35条 理事長は、第5条第1項の規定により特許を受ける権利をセンターが承継しないと決定された職務発明（次項において単に「職務発明」という。）について特許権を取得した職務発明者から、当該職務発明に係る特許権をセンターへ譲渡することを希望する旨の申し出があった場合は、当該特許権をセンターが譲り受けるか否かを決定するものとする。

2 職務発明者は、職務発明について共同発明者がある場合であって、前項の申し出を行うときは、当該共同発明者の同意を得なければならない。

3 第5条第2項から第4項まで、第7条第1項及び第2項、第28条から第33条まで並びに第37条の規定は、前項の発明について準用する。この場合において、第5条第2項中「前項の認定、評価及び決定」とあり、及び第5条第4項中「第1項の認定、評価及び決定」とあるのは、「第35条第1項の決定」と読み替えるものとする。

(考案及び意匠への準用)

第36条 この規程は、職員がした考案及び意匠に準用する。

(その他)

第37条 この規程に定めるもののほか、職務発明の取扱いについて必要な事項は、総長が委員会の審議を経て別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前にされた職務発明の取扱いについては、理事長が別に定める。

附 則 (平成 27 年規程第 132 号)

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1)

発 明 届

平成 年 月 日

(国立研究開発法人国立循環器病研究センター理事長) 殿

(所属・職名)

ふりがな

(氏名)

印

ふりがな

(住所)

下記のとおり発明をしましたので、国立研究開発法人国立循環器病研究センター職務発明等規程第4条に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

ふ り が な

1. 発明の名称

2. 持分の表示

3. 共同発明者(所属・氏名)

4. その他

添付書類

- | | |
|----------------|---|
| (1) 発明者要望書 | 通 |
| (2) 発明の概要 | 通 |
| (3) 図面 | 通 |
| (4) その他参考となるもの | 通 |

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. 「2. 持分の表示」欄には、共同研究者等で持分の定めがあるとき、その持分を表示する。
3. 添付書類の「(1) 発明者要望書」には発明等の実施に関しての要望その他発明等に関して要望する事項を記載する。
4. 共同研究者がいる場合は、共同研究契約書を添付すること。
5. 届出が特許権以外の知的所有権（著作権を除く。）に係るものの場合は、当該知的所有権に係る法律の規定に基づき、語句の読み替えを行い本様式を適用する。

(様式3)

譲 渡 証 書

平成 年 月

日
譲受人

(住所)

(国立研究開発法人国立循環器病研究センター理事長) 殿

譲渡人

(所属・職名)

ふりがな

(氏名)

印

ふりがな

(住所)

下記により、発明に関する特許を受ける権利を国立研究開発法人国立循環器病研究センターに譲渡したことに相違ありません。

記

ふ り が な

1. 発明の名称

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. 譲渡証書は2通作成し、受領手続後1通は譲渡人が保管する。
3. 届出が特許権以外の知的所有権（著作権を除く。）に係るものの場合は、当該知

的所 有権に係る法律の規定に基づき、語句の読み替えを行い本様式を適用する。

(様式4)

通 常 実 施 権 確 認 書

平成 年 月

日

通常実施権者

(国立研究開発法人国立循環器病研究センター理事長)

殿

発明者

(所属・職名)

ふりがな

(氏名)

印

ふりがな

(住所)

下記の特許権について国立研究開発法人国立循環器病研究センターが通常実施権を有することを確認します。

記

ふ り が な

1. 発明の名称

2. 特許番号

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. 届出が特許権以外の知的所有権（著作権を除く。）に係るものの場合は、当該知的所有権に係る法律の規定に基づき、語句の読み替えを行い本様式を適用する。

(様式5)

著 作 物 届

平成 年 月

日

(国立研究開発法人国立循環器病研究センター理事長) 殿

(所属・職名)

ふりがな

(氏名)

印

ふりがな

(住所)

下記のとおり著作物を作成しましたので、国立研究開発法人国立循環器病研究センター職務発明等規程第16条に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

1. 著作物の種類

ふ り が な

2. 著作物の名称

3. 共同著作者 (所属・氏名)

4. 届出の事由

5. その他

添付書類

- | | |
|----------------|---|
| (1) 著作物作成者要望書 | 通 |
| (2) 著作物の内容 | 通 |
| (3) その他参考となるもの | 通 |

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. 「1. 著作物の種類」欄には、「プログラム」又は「データベース」のいずれかを記入する。
3. 「4. 届出の事由」欄には、「著作物の完成」、「職員以外の利用」又は「財産的価値の顕在化」のいずれかを記入する。
4. 添付書類の「(1) 著作物作成者要望書」には、プログラムの著作物又はデータベースの著作物の取扱いについての要望その他当該著作物に関して要望する事項を記入する。

(様式6)

ノ ウ ハ ウ 案 出 届

平成 年 月

日

(国立研究開発法人国立循環器病研究センター理事長) 殿

(所属・職名)

ふりがな

(氏名)

印

ふりがな

(住所)

下記のとおりノウハウの案出をしましたので、国立研究開発法人国立循環器病研究センター職務発明等規程第22条に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

ふ り が な

1. ノウハウの名称
2. 持分の表示
3. 共同発明者（所属・氏名）
4. その他

添付書類

- | | |
|----------------|---|
| (1) 発明者要望書 | 通 |
| (2) ノウハウの概要 | 通 |
| (3) 図面 | 通 |
| (4) その他参考となるもの | 通 |

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. 「2. 持分の表示」欄には、共同研究者等で持分の定めがあるとき、その持分を表示する。
3. 添付書類の「(1) 発明者要望書」には発明等の実施に関しての要望その他発明等に関して要望する事項を記載する。
4. 共同研究者がいる場合は、共同研究契約書を添付すること。
5. 届出が特許権以外の知的所有権（著作権を除く。）に係るものの場合は、当該知的所有権に係る法律の規定に基づき、語句の読み替えを行い本様式を適用する。

(様式7)

登 録 補 償 金 請 求 書

平成 年 月 日

国立研究開発法人国立循環器病研究センター理事長 殿

国立研究開発法人国立循環器研究センター職務発明等規程により、下記の発明に対する登録補償金を支払われたく請求いたします。

請 求 人	
住所（〒 ）	
電話	
氏名（フリガナ）	
印	
振込先	
金融機関名	
支店名	
種別	
口座番号	

記

請求金額 円		権利名（権利取得国名）	
発明の名称		請求項の数 （発明の数）	
特許（出願）番号	特許（出願）年 月日 年 月 日	権利者名	
発明者の氏名及びその持分			
その他			

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 請求が特許権以外の知的財産権に係る場合は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター職務発明等規程に基づき、適宜、語句の読み替えを行い、本様式を適用する。

(様式8)

実 施 補 償 金 請 求 書

平成 年 月 日

国立研究開発法人国立循環器病研究センター理事長 殿

国立研究開発法人国立循環器病研究センター職務発明等規程により、下記の発明に対する登録補償金を支払われたく請求いたします。

請 求 人	
住所（〒 ）	
電話	
氏名（フリガナ）	
印	
振込先 金融機関名 支店名 種別 口座番号	

記

請求金額 円		権利名（権利取得国名）	
発明の名称			請求項の数 (発明の数)
特許（出願）番号	特許（出願）年月日 年 月 日	権利者名	
発明者の氏名及びその持分			
平成 年の国立〇〇医療研究センターの収入実績			

	円
その他	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 請求が特許権以外の知的財産権に係る場合は、独立行政法人国立循環器病研究センター職務発明等規程に基づき、適宜、語句の読み替えを行い、本様式を適用する。

(様式7)

登 録 補 償 金 請 求 書

平成 年 月 日

国立研究開発法人国立循環器病研究センター理事長 殿

国立研究開発法人国立循環器病研究センター職務発明等規程により、下記の発明に対する登録補償金を支払われたく請求いたします。

請 求 人	
住所（〒 ）	
電話	
氏名（フリガナ） 印	
振込先 金融機関名 支店名 種別 口座番号	

記

請求金額 円		権利名（権利取得国名）	
発明の名称			請求項の数 （発明の数）
特許（出願）番号	特許（出願）年 月 日 年 月 日	権利者名	
発明者の氏名及びその持分			

その他

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 請求が特許権以外の知的財産権に係る場合は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター職務発明等規程に基づき、適宜、語句の読み替えを行い、本様式を適用する。

(様式8)

実 施 補 償 金 請 求 書

平成 年 月 日

国立研究開発法人国立循環器病研究センター理事長 殿

国立研究開発法人国立循環器病研究センター職務発明等規程により、下記の発明に対する登録補償金を支払われたく請求いたします。

請 求 人	
住所（〒 ）	電話
氏名（フリガナ） 印	
振込先 金融機関名 支店名 種別 口座番号	

記

請求金額 円		権利名（権利取得国名）	
発明の名称			請求項の数 （発明の数）
特許（出願）番号	特許（出願）年月日 年 月 日	権利者名	
発明者の氏名及びその持分			
平成 年の国立〇〇医療研究センターの収入実績			

	円
その他	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 請求が特許権以外の知的財産権に係る場合は、独立行政法人国立循環器病研究センター職務発明等規程に基づき、適宜、語句の読み替えを行い、本様式を適用する。